

アジア室通信

第7号

CONTENTS

1. 上海駐在員事務所便り

- ・ 日本不動産投資説明会
- ・ 理財（資産運用管理） ～ <上海金融博覧会>より ～
・・・上海駐在員事務所所長 明田 直也
- ・ 上海市婚恋博覧会 ～ 11月はお見合い月！？ ～
・・・上海駐在員事務所トレーニー 斉藤 健佑
- ・ 美味しい季節 ～ この時期 旬の上海蟹 ～
・・・上海駐在員事務所 スタッフ 劉 雁

2. 中国会計・税務実務ニュースレター

- ・ 中国企業の持分譲渡に関わる税務問題
・・・グラントソントン太陽 ASG 税理士法人 中国デスク パートナー 税理士 下岡 郁

3. 【投資関連情報】ベトナム ～投資奨励策と工業団地動向～

・・・株式会社日本政策投資銀行

4. 最近のアジアニュース

5. マーケット推移

みなと銀行法人業務部アジア室

1. 法律上、会計上、税務上の助言 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。 2. 著作権 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ、本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。 3. 免責 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡無しに変更されることもあります。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。また、本稿の中で、意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者の所属する組織の見解を代表するものではありません。

上海駐在員事務所便り

11月の上海は28日に気温21℃を記録するなど、ここ10年で最も暖かい「短い暖秋」でした。いよいよ12月、これから春節にかけて中国も謂わばボーナスシーズン突入、今回は資産運用の話題からお伝えします。

【日本不動産投資説明会】

11月初旬の週末、地場高級ホテルにおいて、上海の富裕層を対象として、日系不動産会社主催による、日本不動産投資セミナーが開催されました。セミナーでは、主催者による日本の不動産市場の現況説明のほか、中国と比べた日本不動産投資へのメリットとして、①土地を含めた謂わば「完全な物件所有形態」、②土地使用期限がない(中国では一般的に住居での使用期限は70年など)③建設の施工及び管理のレベルはかなり高い(そういえば昨年11月に、事務所近隣で発生した高層マンションの大火災から早くも1年以上経ちました)、④(円高はあるが)上海の高級物件に比べると、東京都内でも手ごろな値段の物件が出ている、また投資利回りも約5~15%などの解説があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

質疑応答の場では、「いくら投資したら日本の居住権がもらえるのか?」(香港、東南アジア、カナダなどのように投資移民の制度があると思っている方も)「居留ビザ等での優遇措置はあるのか?」「不動産購入資金の日本送金手続きの注意点は?」「家族(子供)の名義で購入可能か?年齢制限はあるのか?」「ローンの制度はあるのか?」など次々に質問を投げかけていました。

中国では、贈与税や相続税がないため、富裕層にとってこの面の納税負担で悩むことはありません。今年に入り、上海市では不動産税(固定資産税)がテスト導入されましたが、海外旅行にも慣れた「富二代(金持ちの2代目のこと)」などは、リスク分散のため、海外不動産の研究に熱心な様子です。最近、中国の投資家による日本の森林などの購入の動きがニュースになりましたが、チャイナマネーの勢いはまだまだ衰えていないようです。



受付の様子



セミナー風景



フリーペーパー「時代報」記載の日本賃貸生活豆知識(投資側にも参考になるようです)

【理財（資産運用管理）】 ～ <上海金融博覧会>より ～

地元経済雑誌の主催により11月18日～20日、「上海金融博覧会」が開催されました。地場銀行のほか、証券、保険、外匯 (Forex)、速貸 (謂わば消費者金融)、不動産投資、貴金属、商品投資会社など多岐にわたり約 200 社がブースを出展しました。日本ではこのような幅広い業態での展覧会は少ないと思われ、市場調査のため視察してきました。

金融コンサルティング相談のほか、各種セミナーも連日開催され、来場者は、若年層から年配までの幅広い年齢層で賑わっていました。地元紙「解放日報」報道によれば、初日 18 日の来場者は約 7 万人とのことでした。インフレ (現状、消費者物価上昇率 5～6%) のため、所謂実質逆ザヤ状態 (1 年定期預金 3.5%) が続いており、上海の富裕層をはじめとして、日本よりも資産運用に貪欲な印象を受けました。

中国では、共稼ぎ夫婦が多いので、営業マンによる自宅個別訪問セールスはほとんどありません、店舗等で顧客を待ち受ける形式が一般的で、保険会社などは電話セールスが多いようです。よって各種ブースでは呼込み、セールス、アンケート依頼 (記念品提供) などに非常に熱心でした。日本人からみれば、業者は玉石混淆かもしれませんし、何かにつけ「自己責任」が必要な中国ですが、日本の低成長、低金利の状況下、金融マンとして、より金融知識の向上へ向け、一層の努力の必要性を感じました。



会場風景 (マスコットキャラクターも登場)



各種セミナー予定表



保険会社のセールスマン



バイオリンミニコンサート (交通銀行)

(上海駐在員事務所所長 明田 直也 記)

上海市婚恋博览会 ～ 11月はお見合い月！？ ～

最近の数年間で、11月11日は中国では「光棍節(独身者の日)」と呼ばれます。「光棍」とは樹皮のない幹、つまり「枝葉(子孫)が育たないつつるの幹」を意味し、そこから「配偶者がいない」「子供がいない」独身者を指すようになりました。特に今年は2011年11月11日で1が6つ並ぶ「スーパー光棍節」ということで例年以上に活気づいていたようです。独身を「脱光(卒業)」しようとお見合いをしたり、1が並ぶ「一生一世(一生に一度の大事な時)」、「一心一意(一意専心)」のこの日に婚姻届を出したり、結婚披露宴を行なうカップルが殺到しました。

さて、日本の国勢調査にあたる第6次人口普查(2010年度)によると、上海の15歳以上の人口は、205.28万人。その中で「光棍」が占める割合は、43.93万人(21.4%)で2000年の第5次普查と比較すると1.6%上昇しました。「光棍」の中でも、男性は35歳、女性は28歳を超えても独身でいる場合、特に「剩男」「剩女」と呼ばれます。「剩」は「残り」の意味で、「まだ結婚できていない男女」を指すのです。

そんな「剩男剩女」を応援するために11月12～13日、上海市松江区において大規模なお見合い大会が開催されました。「光棍」である私も視察を兼ねて参加してきました。



・アメリカの大学院卒業後、ニューヨークの金融機関で働く娘をPRする母親



・取材に訪れていた海外メディア



・インタビュー中にふとカメラに気づき、戸惑う母親

新聞等で大々的に告知していたこともあり、今回の婚活イベントへの関心度も高く、当初11月4日まで設けられていた参加申込期間は、予想以上の反響のために1週間早い10月28日に締め切られました。開催2日間で約2万人の人々が来場されたそうです。ちなみに事前申込の6割が、子供に代わって両親が申し込んだものだったそうです。そういう事情もあってか、会場で目立ったのは、やはり年配の方々。

11月4日付のフリーペーパー「時代報」によると、事前申込を行なった父母は4,000人以上。当日は、娘のために300人もの男性のデータを書き写した父親もいたといいます。また、申込に漏れたものの、子供たちのために会場を訪れた父母も少なくなかったと聞きます。そういう親たちは、子供のプロフィールを会場外の壁や塀につり下げて、勝手に謂わば別会場を作っていました。



会場内と外の様子



【写真左】

テレビ局の取材に応じる男性
手書きのプロフィールが大半の
中で、バツイチの友人の婚活を応
援するため、彼のプロモーション
ビデオを iPad で PR していまし
た。

視察で見学していた私に向かって老婦人が不意に尋ねてきました。「あなたは何年生まれ？」いきなり上海雑技の舞台に上げられた観客のような感覚で、面食らいながら「僕は結婚相手を探しに来たのではありません。今日は視察で来てだけです。それに私は日本人ですよ。」「丁度いいわ、孫娘が東京にいるの。連絡先を尋ねていい？」いきなりメモを取り出したので、彼女を必死でなだめてその場を後にしました。生半可な気持ちで来ていた人は少なかったようです。以前、大ヒットした中国映画「非誠勿擾(邦題:狙った恋の落とし方、2008年公開)」のタイトルが頭に浮かびました。

さて、会場近くでは、熱心に相手を探している人たちを横目に、参加者の気持ちを逆撫でするような光景も繰り広げられていました(下写真)。事前申込に漏れたのか、チケットを持たずに会場に入ろうとして、スタッフとトラブルになっていた父母がいるかと思えば、熱いカップルがいたり、「なぜにこの場所、この日を選んだのか？」と、ヒートアップした参加者たちを刺激しないかと、一人気を揉んでいました。



•チケット無しで入場しようとして係員と
もみ合う婦人



•会場近くの熱いカップル
(何しに来たの?)



•結婚写真用撮影のカップル

(上海駐在員事務所トレーニー 斉藤 健佑 記)

美味しい季節 ～ この時期 旬の上海蟹 ～

秋は穀物や果物が実る時期であり、食欲の秋とも言えます。



茹で上がりの上海蟹

身の白い肉は甘みがあって魚より歯ごたえがよく、秋の味覚の絶品と言われます。栄養価としては、タンパク質、ビタミンB12を豊富に含みます。

江蘇省の「陽澄湖」（蘇州市、昆山市及び常熟市の間に位置する）産の上海蟹は、体が大きく、筋肉が豊満で、蟹味噌が一層美味しく中国どころか海外にも名声を博しています。旬になると、上海市民はよく昆山の「巴城」に赴き蟹を賞味します。10月中旬から毎週末、「G2 京滬高速」は車であふれかえり、上海を集中的に出発する時間帯には、中環線一部の区間には深刻な渋滞が発生します。

「上海市商務委員会市場運営調整処」の関連統計によると、上海人が毎年食べる蟹は平均5万トン、うち陽澄湖蟹は約2千トンで、同市の市場シェア4%を占めます。陽澄湖産のものは最も有名であり、高値で取引されているため、別の産地で育ったものを、陽澄湖の養殖池の水に浸けただけという偽物も出回ることがあります。また、本物は香港や台湾等の業者から予約が入っていて、主に輸出に回されており、上海に出回る比率が低いといえます。最近、市内の市場に他産地（安徽、江西、湖南省）の高品質のものが大量に出てきて、手ごろな値段の上に、味もほぼ変わらないため、人気をさらっています。

11月6日、上海海洋大学が「全国河蟹大会」を催しました。上海、重慶、江蘇、安徽、浙江、江西省産の蟹は、重量の比較、競走などで競い合った結果、安徽省産616.3グラムのキング及び、江西省産390.3グラムのクイーンが誕生しました。

大会の計画者、選考委員である上海海洋大学の王武教授曰く、「一般市民は蟹に対しての認識に誤解があり陽澄湖産のものだけが本物であると思われています。実は、数十年の養殖研究、経験を押し広げる事により、各地から優良な蟹が多く現れました。特に地元上海の崇明島及び松江区において20年間かけて研究に没頭し、そうして育てられた「黄浦江」上海蟹は、陽澄湖蟹に比肩し得ます。」実際に全国河蟹大会で、「黄浦江」蟹は「金蟹賞」を獲得しました。

12月に入りましたが、年末にかけて旬の味覚をたっぷり味わい、元気を付けたいと思います。

「秋風起、蟹正肥」（秋風が吹き、蟹が肥える）。中国の江南地区の蟹は秋が旬（10月～11月）とされます。この季節、上海周辺の「太湖」、「陽澄湖」等から捕獲された蟹は、よく肥えていて動きが活発であり、蒸したり、湯がいたりしても美味しいです。

中国で最も知られている呼び名は、「大闸蟹」（北京語：ダージャーシエ、上海語：ドウザッハ）で、日本では、一般的に上海蟹と呼ばれています。

上海蟹のはさみは金色（毛は黄色です）、四角い形の甲羅の色は青緑色をしていて、調理されると鮮やかな柿色に変わります。海の蟹より小さく、足も細くちょっと食べにくいかもしれませんが、甲羅の中の蟹味噌は、まったりと濃厚であり、



蟹の荷造りに忙しい「陽澄湖」ほとりの業者

中国会計・税務実務ニュースレター

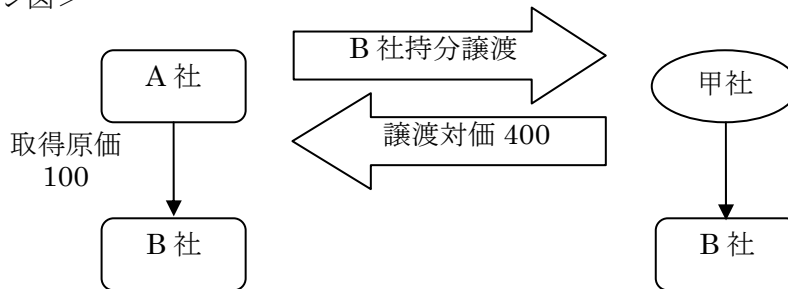
今回のテーマ：中国企業の持分譲渡に関わる税務問題

今回は中国子会社の持分譲渡に関わる日中の税務問題について紹介します。

〔事例〕

A社は、その所有する100%中国子会社B社(取得価額100)の持分を他の日本法人甲社に400で譲渡することにしました。この場合の日中それぞれにおける課税関係を整理してみましょう。

<イメージ図>



A社の譲渡益300に対する日本および中国での課税関係は次のとおりです。

1) 中国における課税

外国法人は、中国国内に存在する資産を譲渡することによって獲得する所得について、中国において企業所得税(注1)を申告する必要があります(企業所得税法第1条、第2条、第6条)。また、日中租税条約にも日本法人が資産(株式等を含む)譲渡によって取得する収益であって、中国国内において生じるものに対しては、中国の租税を課することができる(日中租税条約第13条)。

中国に恒久的施設(注2)を有しない外国法人が取得する中国源泉所得に対する課税については、10%の企業所得税率が適用されます(企業所得税法第4条、企業所得税法实施条例第91条)。

よって、A社は中国において、譲渡所得 $300(=400-100)$ を申告し、企業所得税 $30(=300 \times 10\%)$ を納付することになります。

2) 日本において

日本の法人税法の規定により、内国法人の有償又は無償による資産の譲渡で資本等取引以外の取引にかかる収益の額は、別段の定めがある場合を除き、当該事業年度の益金の額に算入されることとされています(法人税法22条2項)。よってA社は日本においても譲渡所得300を益金に算入し、税額計算の対象とする必要があります。ただし、中国で納税した企業所得税については、日本で外国税額控除を受けることにより、国際間の二重課税を排除することができます。

よって、A社の譲渡益300に対して、日本の法人税120(税率を40%と仮定する)から、中国で納付した30を差し引いた90を日本で納付することになります。

お見逃しなく！

中国の外資系企業の株主が変更となった場合には、所轄商務機関に出資譲渡の申請を提出し、許可をとる必要があります。出資譲渡を決議した日から株主変更後の営業許可書を取得するまで、通常45～60営業日かかります。

(注1) 企業所得税とは、企業およびその他団体が中国において取得する所得に対して課される税金であり、日本の法人税に相当する税金です。

(注2) 恒久的施設とは、外国法人の支店、事務所のような管理場所等を指します。



下岡 郁(しもおか いく)
 グラントソントン太陽 ASG 税理士法人
 中国デスク パートナー
 税理士 中国弁護士有資格者
 中国政法大学 法学部卒業
 e-mail: iku.shimooka@jp.gt.com
 TEL 03-5770-8821

職歴

中国吉林省出身。1993年中国司法試験に合格、中国の弁護士事務所に勤務。1994年来日し、日中ビジネス、主として会計・税務業務に従事。2000年日本の税理士試験合格。中国子会社の総経理および上海駐在員事務所の首席代表を経て、2005年から現職。

著書・論文

2010年1月 「中国来料加工工場の最新動向について」 月刊国際税務新年号
 2009年11月 「図解、中国ビジネス税法」出版(税務経理協会)
 2007年7月～2010年 税務通信「国際課税入門」中国関係 Q&A 連載中

【投資関連情報】 ベトナム～投資奨励策と工業団地動向

1. 外国企業の土地所有
 - 共産主義国であるベトナムにおいては、土地は全国民に帰属し、国家が一括管理を行っていますが、外資企業は土地を取得することがまだ認められていません。そのため、外資企業が、現地において工場を建設、操業するためには、①土地使用权を有する者からリースを受ける、②現地企業との合弁企業であれば、現地企業から土地使用权を現物出資してもらうといった形をとる必要があります。
2. 進出に伴う税制上の恩典と外国企業の進出
 - ベトナムでは、企業の進出を促進するために、企業の事業分野及び所在地に応じて、法人税等の優遇措置を定めています。ただし、以前は工業団地内に立地することでも法人税の減免措置を受けることができましたが、2009年1月1日付けで施行された新たな法人税法では、この制度はなくなり、現在は下表のとおりとなっています。

ベトナム 全国工業団地推移			
法人税率	条件	優遇期間	免税期間
25%	下記以外	全期間	なし
20%	奨励地域 工業団地入居のみでは法人税優遇が享受できなくなった。	10年	2年間
10%	特別奨励地域 (ハイテクパーク・経済特区・経済的に特に困難な地域)	15年	4年間
	特別奨励分野 (ハイテク・IT・インフラ開発)(期間30年も可:首相決定)	15年	4年間
10%	特別奨励分野 (教育・職業訓練・医療・文化・スポーツ・環境)	15年	4年間

ただし、通常日系企業が進出を検討する事業分野、進出候補先は対象となっていないことも多く、日系企業にとってこの優遇制度を利用することは、タイが有する恩典制度と比べると、ハードルが高いといえます。

3. 工業団地の動向

- もっとも、近年“チャイナプラスワン”とも“タイプラスワン”とも言われているベトナムに対する関心は非常に高く、進出日系企業数は 1,600 社を超えるまでに至っています。また、日系企業以上に韓国、中国企業はベトナムでの事業を積極的に展開していることから、ベトナム政府もこうした企業のニーズを満たすべく、継続的に工業団地開発を行い、企業が進出しやすい環境を整えています。
- このように堅調に推移する企業進出を背景に、工業団地のリース済み面積も増加基調にあります。一方で、積極的に工業団地を造成した結果、2010 年時点においてはベトナム全土に 260 もの工業団地が存在しています。そのため、工業団地の稼働率は決して高いものではなく 40% 台後半から 50% 台前半を推移しています(下表ご参照)。

ベトナム 全国工業団地推移					
	(単位:投資額については百万USD)				
全国ベース(58省・5中央直轄都市)	2006	2007	2008	2009	2010
工業団地数	162	183	228	249	260
開発面積(ha)	29,532	43,687	57,820	63,173	71,394
リース可能面積(ha)	20,587	29,180	37,983	38,858	45,854
リース済み面積(ha)	7,999	14,382	17,654	19,904	21,095
稼働率(%) (リース済み面積/リース可能面積)	38.9%	49.3%	46.5%	51.2%	46.0%
入居企業(外資)による工業団地内への投資額	21,790	29,872	38,115	46,961	53,614
入居企業(ベトナム)による工業団地内への投資額	8,428	12,249	13,704	14,121	17,752
工業団地内への投資額合計	30,218	42,121	51,819	61,082	71,366

(出所)ベトナム計画投資省(MPI)資料を元に日本経済研究所作成

4. 今後の見通し

- ベトナムにおいても、インドネシアと同様に、日系商社が現地企業と協力して造成を行っている工業団地もあり、また、シンガポールやタイ企業が造成した工業団地も多数存在しています。こうした工業団地は立地の良さとともに、電気・排水等のインフラが優れていること、また日本人を常駐させるなど充実したサービスを提供していることから、外資企業からの人気が高くなっており、リース可能余地は極めて少なくなってきました。
- 一方で、外資企業の選定基準を満たしていない工業団地は、値段を安くしても売れ残るなど二極化が進んでいます。
- 今後も同様の傾向が続くことが予想され、主として外資が造成したハイスペックな工業団地については、厳しい需給環境とインフレ等の影響から販売価格も上昇していくことが予想されています。

最近のアジアニュース

(中国)

中国預金準備率 0.5%引き下げ、金融政策緩和へ転換

11月30日、中国人民銀行(中央銀行)は預金準備率を12月5日から0.5%引き下げると発表し、大手金融機関は21.5%から21.0%となる。今回の金融政策緩和と見られる預金準備率の引き下げは、リーマン・ショック後の2008年12月以来、約3年ぶり。2010年秋以降の金融引締め局面に入ってから、基準金利を5回、預金準備率を9回それぞれ引き上げてきた。

「一人っ子政策」緩和の決定、中国全土に普及

中国・河南省人民代表大会(日本の議会相当)常務委員会は11月25日、人口計画に関する条例を改正し、一人っ子同士の夫婦は第2子の出産を認めることを決定した。河南省以外の30省、自治区、直轄市は2002年までに、一人っ子政策の緩和をすでに認めている。河南省は9,400万人の人口を抱え、これまで慎重だったが、「政策を緩和しなければ、省の人材流出につながる」とのことで、今回の決定に至り、これにより中国全土で認められたことになる。

(タイ)

タイ洪水、経済損失 1.12兆バーツ、今年GDP成長率 1.5~1.8%と予想 — FTI試算

タイ工業連盟(FTI)の試算によると、洪水被害に伴う経済損失が1兆1,200億バーツ(約2兆8,200億円)に上るとの見通し。自動車をはじめとする製造業や輸出産業、観光業が深刻な打撃を受けている。工業部門の被害が最も大きく、損失額は4,750億バーツ(約1兆2,000億円)。FTIは「約1万の工場とそこで働く66万人が洪水被害を受けた」と指摘、今年のGDP成長率は1.5~1.8%と予想している。

タイ中央銀行、0.25%利下げ — 洪水被害を受け

11月30日、タイ中央銀行は政策金利を0.25%引き下げ、3.25%にすることを発表した。利下げは2009年4月以来2年8カ月ぶり。この景気刺激策により、洪水被害からの復興を支援するのが狙い。

(フィリピン)

9月の貿易赤字は12億ドルに拡大、輸入 11.7%増、輸出 5カ月連続減少

フィリピン国家統計局の発表によると、同国9月の輸入額は前年同月比11.7%増の51億3,499万米ドル、輸出額が38億9,745万米ドルで、前年同月比5カ月連続の減少と発表した。貿易収支は12カ月連続の入超となり、赤字額は1月に次ぎ単月で今年2番目に多い12億3,754万米ドルに拡大した。

(インド)

複数ブランド小売業への外国直接投資(FDI)を解禁へ

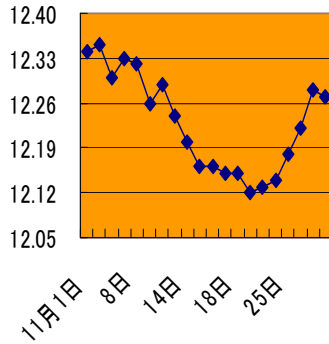
11月25日、インド政府は百貨店やスーパーマーケットなどの複数ブランドを扱う小売事業への外資参入を解禁すると発表した。外資の出資比率は51%が上限、また、単一ブランド小売業に対するFDIの出資率の上限をこれまでの51%から100%へ引き上げた。但し、家族経営の零細小売店を保護する目的で、①外資の出店は人口が100万人以上の都市に限定 ②外国企業と投資額は最低でも1億米ドルに限定 ③FDIの少なくとも50%は後背地のインフラ整備に充当 ④販売する製品・加工品の30%以上を小規模産業から調達、などの厳しい条件が付いているため、外国企業の進出が本格化するのはいつ頃になるのか見通しは不透明なままである。

2011年11月のマーケット推移

【為替市場】

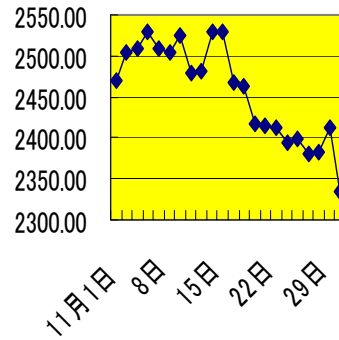
人民元為替相場推移(対円)

(円/元)



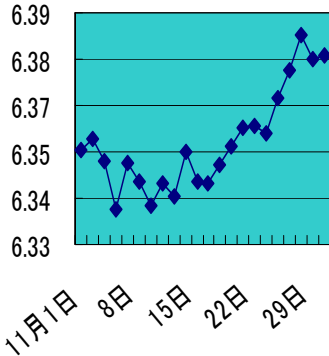
【株価市場】

上海/上海総合指数

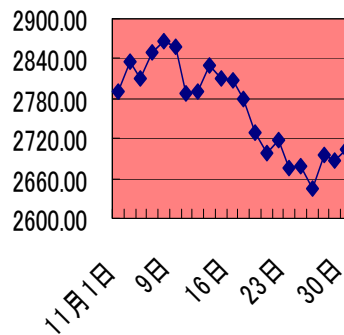


人民元為替相場推移(対米ドル)

(元/ドル)



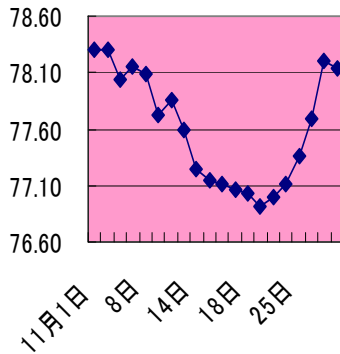
シンガポール/ストレイトタイムズ(STI)



※ 11/7「ハリ・ラヤ・ハジ」の祝日のため、休場

ドル・円相場推移

(円/ドル)



香港/ハンセン指数

